

大和市告示第184号

大和市シルバードライブチェック事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年10月13日

大和市長 大 木 哲

大和市シルバードライブチェック事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市シルバードライブチェック事業実施要綱（平成29年大和市告示第98号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「ドライブレコーダー及び」を削り、同条第3号中「操作取扱者」を「アドバイザー」に改め、「ドライブレコーダーの操作、データの解析並びに」及び「の診断及び」を削り、同条に次の1号を加える。

(4) 委託事業者 市からシルバードライブチェック事業（以下「本事業」という。）のうち、第4条第2項に規定する業務の委託を受けた民間事業者をいう。

第3条第1項中「市長は、ドライブレコーダー及び」を削り、「操作取扱者」を「アドバイザー」に改める。

第4条中「この事業（以下「本事業」という。）」を「本事業」に、「操作取扱者が確認し、」を「解析し、運転特性の」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定によるデータの解析及び運転特性の診断並びに第9条の規定によるドライブレコーダーの回収は、委託事業者に委託して行うものとする。

第7条第1項第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

第9条中「受けた者」を「受けた申込者」に、「市長へ」を「委託事業者が指定する方法により」に改める。

第10条を次のように改める。

（診断及び助言）

第10条 委託事業者は、データの解析及び利用者の運転特性の診断を行った後、当該データ及び診断結果を市長に引き渡すものとする。

2 アドバイザーは、前項のデータ及び診断結果に基づき、利用者に対し、ヒヤリハット（重大な災害又は事故には至らないものの直結してもおかしくない一歩手前の事例をいう。）に該当する情報等を示し、利用者の安全運転に資する具体的な助言を行うものとする。

第11条中「前条」を「前条第2項」に改め、「診断及び」を削る。

第12条第1項第1号中「操作取扱者」を「アドバイザー」に改め、同条第2項を削る。
別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

職名	該当職員	事務内容
管理責任者	道路安全対策主管課の長	データの管理及びアドバイザーの指名を行うこと。
アドバイザー	大和市交通安全教育専門員	管理責任者の指示により、利用者の運転に係る助言を行うこと。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。